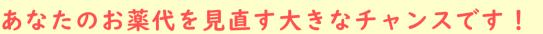
# 協会けんぽやまなし

8月号 令和2年 8月発行

~職場内での回覧をお願いします~

届いた方は 必見! ジェネリック医薬品に関する 「お知らせ」をお送りします





#### ジェネリック医薬品を使ってみませんか? あなたに処方されたお薬をジェネリック医薬品に変更した際の軽減額を裏面に記 (裏面のお知らせの見方)



#### 【内容】

服用されているお薬をジェネリック医薬品に切り 替えた場合、どのくらいお薬代(窓口自己負担分) を軽減できるか 記載されています。

#### 【対象】

- ・お薬代の窓口負担軽減額が一定額以上見込まれる方。
- ・主に生活習慣病や慢性疾患等の先発医薬品を長期間 服用されている方

#### 【時期】

令和2年8月に順次お送りします。

(加入者様ごとに被保険者様のご住所へお送りします)

- ・お知らせはジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、 ジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的でお送りしています。
- ・使用できる病気(効能)が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

手 順

※ 上記イメージは令和元年度ver

内容をご確認の上、「お知らせ」を病院または薬局に提示し、 ジェネリック医薬品への切り替えについてご相談ください。



## ジェネリック通信 ver4

≪国の目標80%達成に向け残り2ヶ月≫

ジェネリック医薬品には、患者さんが服用しやすい 工夫が施されているものもあります。

山梨支部使用割合:76.9% (令和2年3月時点)









「出展:日本ジェネリック製薬協会 ジェネリック医薬品ガイドブック」



全国健康保険協会 山梨支部 協会けんぽ

055-220-7750 (代表)

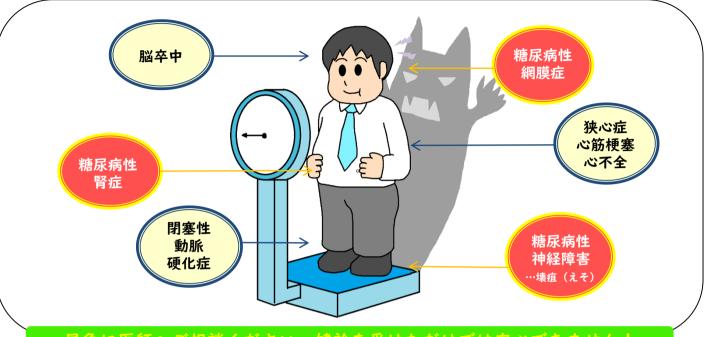


〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル7階 8:30~17:15(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) 申請書はホームページからダウンロードできます



# 健診結果が要精査・要治療の方は 必ず医療機関を受診しましょう!

健診の結果はいかがでしたか?再検査・治療が必要な方は、自分で判断せずに 病院へ行くことが重要です。治療をしないでいると深刻な合併症につながることも…



早急に医師へご相談ください。健診を受けただけでは安心できません!

事業主様への お願い 協会けんぽでは、血圧値・血糖値で要治療と判定された方に受診勧奨を 行っています。

要精査または要治療の従業員の方に対し、「早期受診の働きかけ」と、 「医療機関を受診したかの確認」をお願いします。

### 令和2年度 被扶養者資格再確認ご協力のお願い

健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、「被扶養者 状況リスト」をお送りいたします。被扶養者資格をご確認いただきご提出くださいますようお願い申し上げます。

確認対象

令和2年4月1日において18歳以上の被扶養者(協会けんぽ加入者のみ)

(リスト等の) 送付時期

令和2年10月上旬から下旬にかけ、事業主様あてに順次送付

(リスト等の) 提出期限

令和2年11月30日(月)



お問い合わせ先:業務グループ(055-220-7752)

新型コロナウイルス感染のおそれを軽減する観点から、極力郵送でお手続きいただきますようお願い申し上げます。 また各種ご相談につきましても、お電話にてご相談いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

